

中央新幹線（東京都・名古屋市間）
法対象条例環境影響評価準備書
要約書
【川崎市】

平成 25 年 9 月

東海旅客鉄道株式会社

まえがき

中央新幹線（東京都・大阪市間）については、全国新幹線鉄道整備法（昭和45年5月18日法律第71号）（以下「全幹法」という。）に基づき、平成23年5月20日に、国土交通大臣が、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）を営業主体及び建設主体に指名し、同月26日、整備計画を決定のうえ、翌27日、当社に対して建設の指示を行った。

当社は、中央新幹線の建設主体として、路線建設について自己負担で進めることとしており、まずは、東京都・名古屋市間について、環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）に基づき手続きを進めているところである。名古屋市・大阪市間については、名古屋市までの開業後、経営体力を回復した上で着手する計画である。

平成23年6月7日及び同年8月5日には、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成23年4月27日法律第27号）の趣旨を踏まえ、事業による環境への影響を回避・低減することを目的として、概略の路線及び駅位置を選定し、中央新幹線（東京都・名古屋市間）計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）として、とりまとめ、公表した。

平成23年9月27日には、環境影響評価法及び「鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月12日運輸省令第35号）（以下「国土交通省令」という。）に基づき、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価方法書（神奈川県）」（以下「方法書」という。）を作成し、公告、縦覧に供した。

その後、方法書説明会を開催するとともに、環境保全の見地からの意見を有する方の意見を募集し、平成23年12月5日、当該意見の概要を神奈川県知事及び関係する市町村長に送付し、平成24年3月5日、方法書について環境保全の見地からの神奈川県知事の意見を受領した。この知事意見を勘案するとともに環境保全の見地からの意見を有する方の意見に配慮し、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定し、これに基づき作業を進めるとともに、詳細な路線及び駅位置等の絞り込みを行った。

川崎市においては、方法書に加えて、平成23年9月27日に川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年12月24日条例第48号）（以下「条例」という。）に基づき、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）法対象条例環境影響評価方法書（川崎市）」（以下「法対象条例方法書」という。）を作成し、これを方法書と同時に公表した。

法対象条例方法書については、川崎市長が環境保全の見地からの意見を有する方の意見を募集し、平成23年11月17日、川崎市長からその意見書の写しを受領した。また、平成24年1月26日、川崎市環境影響評価審議会における審議を経て、川崎市長により「法対象条例方法審査書」が公告されるとともに、当社へ送付された。この「法対象条例方法審査書」を勘案するとともに環境保全の見地からの意見を有する方の意見に配慮し、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定し、川崎市における環境影響評価を行った。

今般、調査、予測及び評価の結果をとりまとめた「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書（神奈川県）」（以下「準備書」という。）及び「中央新幹線（東京都・名古屋市間）法対象条例環境影響評価準備書（川崎市）」（以下「法対象条例準備書」という。）を作成したので、これを公表するものである。

目 次

第1章 法対象事業の概要	1-1
1-1 法対象事業者の名称及び所在地	1-1
1-2 法対象事業の名称及び種類	1-1
1-3 法対象事業を実施する区域	1-1
1-4 中央新幹線の経緯	1-7
1-5 全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画及び整備計画	1-7
1-6 法対象事業の目的	1-8
1-7 法対象事業の内容	1-9
1-7-1 対象鉄道建設等事業の種類等	1-9
1-7-2 対象鉄道建設等事業の工事計画の概要	1-9
1-7-3 対象鉄道建設等事業に係る地表式、掘割式、嵩上式、 トンネル又はその他の構造の別	1-20
1-7-4 対象鉄道建設等事業に係る車庫及び 車両検査修繕施設の区域の面積	1-20
1-7-5 その他事業の内容に関する事項	1-20
第2章 法対象条例方法書に対する意見の概要と法対象事業者の見解	2-1
2-1 手続きの経緯	2-1
2-2 法対象条例方法書に対する市民意見等の概要と 法対象事業者の見解	2-3
2-3 法対象条例方法審査書の審査意見と法対象事業者の見解	2-4
第3章 法対象事業を実施する区域及びその周辺地域の環境の特性	3-1
3-1 法対象事業を実施する区域及びその周辺地域の概況	3-2
3-1-1 自然的状況	3-2
3-1-2 社会的状況	3-3
3-1-3 その他の状況	3-3
3-2 法対象事業を実施する区域及びその周辺地域の環境の特性	3-5
3-2-1 立地特性	3-5
3-2-2 環境の特性	3-5

第4章	環境影響評価項目の選定	4-1
4-1	環境影響要因の抽出	4-1
4-2	環境影響評価項目の選定	4-1
4-3	環境配慮項目	4-4
4-3-1	環境配慮項目の選定	4-4
4-3-2	環境配慮方針	4-5
第5章	環境影響の調査、予測及び評価の結果	5-1-1
5-1	人と自然とのふれあい活動の場	5-1-1
5-2	地域交通(交通混雑、交通安全)	5-2-1
第6章	環境保全のための措置	6-1
第7章	環境配慮項目に関する措置	7-1
第8章	法対象事業に関する環境影響の総合的な評価	8-1
第9章	事後調査計画	9-1
9-1	事後調査の目的	9-1
9-2	事後調査の項目の選定	9-1
第10章	関係地域の範囲	10-1
第11章	その他	11-1
11-1	法対象事業の実施に必要な許認可等の種類	11-1
11-2	法対象条例環境影響評価準備書の作成者 及び業務受託者の名称及び所在地	11-1
11-3	事業内容等に関する問い合わせ窓口	11-2
資料編		(別冊)